

わた SHIGA 輝く国スポ県外競技売店等設置運営要項

1 目的

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポおもてなし広場基本計画に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が、自転車（トラック・レース）競技会、馬術競技会、ライフル射撃（50m、10m、BR・BP）競技会の競技会場に設置する売店等について必要な事項を定める。

2 設置場所および運営期間

わた SHIGA 輝く国スポ自転車（トラック・レース）競技会場おもてなし SHIGA エリア

- ① 設置場所：京都向日町競輪場（京都府向日市寺戸町西ノ段5）
- ② 運営期間：令和7年9月22日（月）～9月25日（木）

3 開設時間

売店等の開設時間は、原則として、午前9時から午後5時までとする。ただし、県実行委員会は、必要に応じ、開設時間を変更することができるものとする。

4 取扱商品およびサービス

売店等で取り扱う商品およびサービスは、以下の範囲内とする。

- (1) 国スポ・障スポ関連グッズ（大会マスコットキャラクター「キャプフィー」「チャップフィー」のデザインを使用した商品で、県実行委員会の使用承認を受けているもの等。）
- (2) 滋賀県および各競技会場地（府県市町）の魅力を発信する食品・飲料
 - ア 簡易な調理を行う食品・飲料
 - a 提供直前に加熱調理する食品であって、以下の要件を満たすもの。
 - ・完成品、半完成品もしくは下処理された食品を調理、盛り付けしたものであること。
 - ・下処理は、食品衛生法に基づき適切な許可、届出のある施設で行うこと。ただし、やむを得ず許可等施設以外の施設を使用する場合は、会場周辺にある公共の調理室等であって、当該食品を製造する期間中占用され、食材を衛生的に取り扱うことができる施設で行うこと。
 - b かき氷（製氷業者製造の製氷を使用するものに限る。）
 - c ソフトクリーム（ソフトクリームサーバー機を使用するものに限る。）
 - d 提供直前に加熱調理する飲料
 - e 仕込み作業を要しない飲料（市販飲料を小分けしたものに限る。）
 - イ 調理加工を行わない食品・飲料

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、食品表示法に基づく適正な表示がなされているもの。

- (3) 滋賀県および各競技会場地（府県市町）の特産品・土産品
- (4) スポーツ用品
- (5) 宅配、郵便
- (6) 記念切手・記念硬貨等
- (7) JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサーの製品およびサービス
- (8) 日本スポーツ協会の製品およびサービス
- (9) 日本パラスポーツ協会の製品およびサービス
- (10) 大会特別協賛企業の製品およびサービス
- (11) 滋賀県および各競技会場地（府県市町）の行政PR（滋賀県および県内市町の情報を発信するもの等。）
- (12) 県内および各競技会場地（府県市町）内の障害福祉団体、障害福祉サービス事業所等の製品およびサービス
- (13) 県内および各競技会場地（府県市町）内の学校の製品等（学校の授業計画に基づき学生が生産・製作したもの等。）
- (14) その他県実行委員会が必要と認めるもの

5 出店者の条件

売店等に出店しようとする者（以下「出店者」という。）は、次のすべての条件を満たす者とする。なお、売店等の運営は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の主旨に従い、実施することとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 県内または競技会場地（府県市町）内に法人の本店所在地を有する者もしくは個人にあっては県内および競技会場地（府県市町）内に住民票の住所地がある者
- イ 上記「4 取扱商品およびサービス」の各号のいずれかを製造または販売する者
- ウ JAPAN GAMES パートナーおよびオフィシャルスポンサー
- エ 日本スポーツ協会
- オ 日本パラスポーツ協会
- カ 大会特別協賛企業
- キ 行政機関
- ク 県内および各競技会場地（府県市町）内において障害福祉団体および障害福祉サービス事業所等の障害福祉の事業を営む者
- ケ 県内および各競技会場地（府県市町）内の学校
- コ その他県実行委員会が特に認める者

- (2) 出店許可申請書の申請日時点において、滋賀県税、消費税および地方消費税の未納がない者
- (3) 出店許可申請書の申請日から起算して過去 1 年以内に、法令等違反による刑事処分および行政処分を受けていない者
- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でない者
- (5) 反社会的勢力に従業員等として使用または雇用していない者
- (6) 反社会的勢力に対し、いかなる名目であるかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益の提供または便宜の供与をしていない者
- (7) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していない者
- (8) 「2 設置場所および設置期間」に定める各設置期間の全てまたは一部の間に出店できる者
- (9) 出店許可申請書等の提出書類や出店者への質問等で県実行委員会が審査し、許可された者

6 食品を提供する出店者の条件

食品を提供する出店者については、前項の他、次の条件を満たす者とする。なお、食品を提供する売店等の出店者の選定にあたっては、設置場所を所管する保健所等と十分に調整を行うものとする。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可または届出を必要とする営業にあつては、その許可を受け、または届出を行っていること
- (2) 出店者を被保険者とした、支払い限度額（1 事故または 1 請求）最大 500 万円の生産物賠償責任保険に加入すること。
- (3) 別添 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ食品衛生対策実施要領（以下「食品衛生要領」という。）別紙 1「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」に掲げる次の事項を遵守すること。
 - ア 共通の遵守事項
 - イ 食品提供施設(6)、(7)に対する個別の遵守事項

7 出店料

- (1) 物品の販売およびサービスの有償提供等を行う出店者は、県実行委員会に次の出店料を納入しなければならない。

設置場所	設置期間	出店料（1 小間・1 日あたり）	1 小間の定義
------	------	------------------	---------

		県内業者および 各競技会場地 (府県市町) 内 業者	左記以外	
京都向日町競 輪場	令和7年9月22 日(月)～25日 (木)	2,600 円	5,200 円	テント(間口 5.4m×奥行 3.6m) 1/2 張ま たはキッチンカ ー1台
三木ホース ランドパーク	令和7年9月29 日(月)～10月 3日(金)			
能勢ライフル 射撃場	令和7年10月4 日(土)～7日 (火)			

※1 【出店料算出例】県内業者が2小間で2日間出店

2,600 円×2小間×2日間=10,400 円

※2 電気使用については、全体の電力容量を考えて県実行委員会が決定する。

※3 上表の「県内業者および各競技会場地(府県市町)内業者」とは、滋賀県内および各競技会開催府県内に住所を有する個人、団体、または事業所を有する法人である。

(2) 前号の規定にかかわらず、次の者については、出店料を減免されることがある。

ア 日本スポーツ協会

イ 日本パラスポーツ協会

ウ 大会特別協賛企業

エ 行政機関

オ 県内および各競技会場地(府県市町)内において障害福祉団体、障害福祉サービス事業所等の障害福祉の事業を営む者

カ 県内および各競技会場地(府県市町)内の学校

キ その他県実行委員会が特に認める者

(3) 第1号の規定にかかわらず、JAPAN GAMES パートナーおよびオフィシャルスポンサーは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ企業協賛制度に基づく特典として、県実行委員会が指定した小間数内で出店料を納入することなく出店できるものとする。ただし、オフィシャルスポンサーについては、物品の販売およびサービスの有償提供等を行う場合は、この限りでない。

(4) 荒天その他特別の事情により、出店を予定した期間の全部または一部において売店等の営業を行うことができない場合にあっては、県実行委員会は、その期間に相当する出店料を返還するものとする。なお、出店者の都合により営業を行うことができない場合は、理由に関わらず、出店料の返還は行わない。

(5) 売店等の運営に要する経費は、出店者が負担するものとする。

8 設備備品

売店等設備の基準は、県実行委員会が会場ごとに指定するものとする。

9 出店の場所

売店等の出店場所は、県実行委員会が会場ごとに指定するものとする。

10 出店申請

売店等の出店を希望する者（第5項第1号のウからコに該当する者を除く。）は、売店等出店許可申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、県実行委員会に提出しなければならない。なお、申請の時期および方法等については、県実行委員会があらかじめ指定するものとする。

- (1) 出店申請者の概要・出店計画書（様式第2号）
- (2) キッチンカー（食品衛生法に基づく自動車営業許可施設）または屋台等（滋賀県食品衛生基準条例に基づく特定簡易営業許可施設）で調理を行う場合にあっては、出店を予定する場所において有効な営業許可証の写し
- (3) 売店等責任者および従業員の本人確認書類の写し
【例】免許証、パスポート等顔写真付きのものの写し
（マイナンバーカードについては、必ずマイナンバーを隠すこと）
- (4) 第6号第2号に規定する生産物賠償責任保険の写し
- (5) 誓約書兼承諾書（様式第3号）
- (6) 滋賀県税ならびに消費税および地方消費税に未納がないことを証する証明書
（滋賀県競争入札参加資格者名簿に登録されている者については添付不要）

11 出店者の選定、出店許可証の交付

- (1) 県実行委員会は、前項の申請があったときは、本要項の要件を満たすかについて確認・審査し、適当と認める者を出店者として選定するものとする。審査において、県実行委員会は、出店を申請する者またはその関係者が反社会的勢力であるか、関係機関に意見を聞くことができるものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、許可が適当であると認められる者の数が、県実行委員会の計画する出店数を超えた時は、出店内容や出店目的等を考慮し、実行委員会において優先出店者を選定する。
- (3) 県実行委員会は選定した出店者のうち、第7項第2号および第3号に該当しない者に対して、売店等出店料納入通知書（様式第4号）を送付、納入期限までに県実行委員会が指定する方法で出店料を納入した者に限り、出店が許可されるものとする。

る。なお、出店料の納入後に、出店者自身の事情で出店を取りやめるときは、出店者は県実行委員会に対してその旨を文書で通知するものとするが、出店料の返還を求めることはできない。

(4) 県実行委員会は、出店を許可したときは、売店等出店許可証（様式第5号）を当該出店申請者に交付するものとする。

(5) 県実行委員会は、申請者の出店を許可しないときは、その旨を文書にて通知するものとする。

12 許可の取消し

県実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店等の出店許可を取り消すことができるものとする。

(1) 法令および本要項に違反したとき

(2) 第10項の申請に虚偽が判明したとき

(3) 管轄の保健所から営業を取り止める旨の指示があったとき

(4) 県実行委員会が出店者の売店等の管理運営を著しく不適切であると認めるとき

13 官公署の許可等

(1) 飲食物を販売する出店者のうち、食品営業許可申請書等の提出が必要な出店者は、保健所に当該申請を行ったときは、速やかに県実行委員会に当該申請書の写しを提出しなければならない。当該申請が許可された時も同様とする。

(2) 前号の定めその他、出店にあたり必要な許可等は、売店等の許可を受けた出店者が自らの責任において行わなければならない。

14 設備基準

(1) 全売店等共通

第8号の規定による指定を踏まえ、売店等の規模に応じた陳列設備を設けること。

(2) 食品を提供する売店等

ア 食品衛生要領別紙1「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」に基づき、必要な設備を設置すること。

イ 現場で簡易な調理を行う場合は、管轄の保健所等の基準を遵守し、蛇口付きポリタンク等で手洗い設備を設置すること。

ウ 食品衛生関係法令等の基準を遵守し、陳列、保管または冷蔵設備を十分に備えるとともに、容器包装等の汚染防止の措置をすること。

エ 廃棄物容器は、有蓋の耐久性材料のものを備え、常に清潔にすること。

オ 上記の他、食品衛生関係法令等に規定する施設基準に適合していること。

15 管理責任

売店等における販売品、陳列設備および金銭の管理は、営業時間に関わらず出店者の責任とし、火災、盗難、その他の不可抗力による損害に対しても、県実行委員会は一切その責任を負わないものとする。

16 禁止事項

出店者および従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店の権利を第三者に譲渡もしくは転貸または売店の管理運営を委任すること。
- (2) 火気を使用すること（県実行委員会が認めた場合を除く。）。
- (3) 別添わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式会場管理運営要綱で定める持込禁止物を持ち込み、または、同要綱で定める禁止行為を行うこと（県実行委員会が認めた場合を除く。）。
- (4) 商品を不当な価格で販売すること。
- (5) 指定された場所以外で立ち売りや呼び込み販売をすること。
- (6) 拡声器または音響器具類を使用すること。
- (7) アルコール飲料を販売（試飲を含む。）すること。ただし、特産品等として県実行委員会が認めた場合を除く。
- (8) 危険物を販売すること。
- (9) 許可された商品以外を販売すること。
- (10) 前各号の他、大会運営に支障を及ぼす行為をすること。

17 出店者および従業員の順守事項

出店者および従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 食品を現地調理して提供する出店者は、県実行委員会が開催する衛生講習会に出席すること。
- (2) 売店等出店許可書を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (3) 搬入出に使用する車両に、県実行委員会が交付する通行許可証を指示された位置に掲示すること。
- (4) 従業員の服装は清潔なものを着用すること。
- (5) 売店等の設置、撤去および荷物の搬入、搬出の時期については、県実行委員会の指示に従い、商品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障のないよう定められた時間内に行うこと。
- (6) 接客にあたっては、親切丁寧を心がけること。
- (7) 売店等の装飾は販売品等を表示する看板を主とし、宣伝広告用の看板は掲示しないこと。
- (8) 販売品には関係法令等の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示

すること。

- (9) 売店等の清掃は出店者が責任を持って行い、店内にゴミ箱を設置するとともに、排出したゴミは、各出店者が持ち帰り処分すること。
- (10) 県実行委員会が認めた火気を使用する売店にあっては、消火器の設置等による防災対策を講ずること。
- (11) 弁当類を販売する売店にあっては、保冷库等による保冷措置を講ずること。
- (12) 食品衛生関係法令および食品衛生要領の規定を遵守するとともに、管轄の保健所の食品衛生監視員の指導に従うこと。
- (13) 県実行委員会が許可した機器以外は使用しないこと。
- (14) 天候の悪化等の事情により、県実行委員会が危険回避のために撤去命令を出した場合は、その指示に従うこと。
- (15) 出店申請後に、従業員の変更があった場合は、速やかに県実行委員会に報告すること。なお、報告の際に、第 10 項第 3 号に規定する当該従業員の本人確認書類を提出すること。
- (16) 売店等の出店に際して、本要項のほか、関係法令および県実行委員会が制定する関係要綱等を遵守すること。
- (17) 売店監督員および県実行委員会の指示に従うこと。

18 売店監督員および売店責任者

(1) 売店監督員

- ア 県実行委員会は、売店等の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- イ 売店監督員は現地を巡回し、売店等の管理運営について指導するものとする。
- ウ 出店者は、売店監督員の指示に従わなければならない。

(2) 売店責任者

- ア 出店者は、従業員のうちから売店責任者を定め、売店等に駐在させるものとする。
- イ 売店責任者は、当該売店の管理運営について従業員を指導し、販売等が適正に行われるよう努めるものとする。特に、食品を提供する売店にあっては、衛生管理に十分に配慮するものとする。

19 販売実績の報告

出店者は、売店等における金銭の出納や来客数等の売店等の運営にかかる一切を記録することとし、県実行委員会の指示するところにより販売実績を報告するものとする。

20 事故等の処理

売店等内において事故等の異常が発生したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に

報告するものとする。

売店監督員は県実行委員会、関係機関等に連絡するとともに、その指示を受けて事故等の処理に当たるものとする。

21 損害賠償

出店者は、自らまたはその従業員が会場内の施設または第三者に損害を与えたときは、損害を受けた者に対する賠償の責任を負うものとする。

22 補填および補償

- (1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合にあっては、その損害の補填や補償を県実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）などあらかじめ予測困難な事由により出店が中止または縮小になった場合にあって、出店準備で生じた経費等の補償を県実行委員会に請求することはできない。

23 原状回復

出店者は、出店の終了後直ちに原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

24 その他

この要項に定めのない事項については、要項の趣旨を踏まえて県実行委員会が指示するものとする。